

○松戸市文化スポーツ推進審議会条例

令和6年7月3日

松戸市条例第31号

(設置)

第1条 文化芸術基本法(平成13年法律第148号)第37条及びスポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定に基づき、松戸市文化スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 文化芸術基本法第37条に規定する事項
- (2) スポーツ基本法第31条及び第35条に規定する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 教育関係者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会は、必要に応じ、特定事項を調査審議するために部会を設置することができる。

- 2 部会は、審議会の委員をもって組織し、部会に属すべき委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に所属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、同条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員の」とあるのは「部会に属する委員の」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第9条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(松戸市スポーツ推進審議会条例の廃止)
- 2 松戸市スポーツ推進審議会条例（平成23年松戸市条例第28号）は、廃止する。
(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)
- 3 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和31年松戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「(削除)」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前		改正後	
別表2（第4条関係）		別表2（第4条関係）	
職名	報酬	職名	報酬
(略)		(略)	
文化財審議会委員	(略)	文化財審議会委員	(略)
松戸市スポーツ推進審議会委員	日額 8,500円	(削除)	
少年センター運営協議会委員	(略)	少年センター運営協議会委員	(略)
(略)		(略)	
松戸市地域公共交通活性化協議会委員	(略)	松戸市地域公共交通活性化協議会委員	(略)
		松戸市文化スポーツ推進審議会委員	日額 8,500円